

学校法人 宇都宮学園 令和元年度 事業報告書

○ 法人の概要

学校法人宇都宮学園は、現在、文星芸術大学、宇都宮文星短期大学、文星芸術大学附属高等学校、宇都宮文星女子高等学校及び文星芸術大学附属中学校を設置している。

その揺籃は、明治44年、学園の創立者 上野安紹が「私立宇都宮実用英語簿記学校」を創立したことから始まり、同学校は大正4年に「私立宇都宮実業学校」と改称し、大正11年にはさらに「栃木県宇都宮実業学校」と改称し、その系統を受け継ぐ現・文星芸術大学附属高等学校は、平成23年に満100周年を迎えた。

昭和4年に現・宇都宮文星女子高等学校の前身である「宇都宮女子実業学校」を創設し、昭和18年に栃木県宇都宮実業学校は財団法人に組織変更し、同じく宇都宮女子実業学校も「財団法人宇都宮女子商業学校」に組織変更した。

戦後、上記の2校は、昭和25年に学校法人宇都宮学園に組織変更し、校名を宇都宮学園高等学校(男子部・女子部)とし、昭和28年女子部を宇都宮女子商業高等学校と改称する。

昭和63年12月に文部大臣の設置認可を受け、「宇都宮文星短期大学(文化学科・美術学科)」を平成元年4月に開学。

平成8年4月に宇都宮女子商業高等学校を「宇都宮文星女子高等学校」と校名変更する。

平成10年12月に文部科学大臣の設置認可を受け、「文星芸術大学(美術学部)」を平成11年4月に開学。

平成15年4月に宇都宮学園高等学校を「文星芸術大学附属高等学校」と校名変更する。

平成16年12月に栃木県知事の設置認可を受け、「文星芸術大学附属中学校」を平成17年4月に開学。

平成17年3月宇都宮育英高等学校(定時制)を廃止。

平成17年4月文星芸術大学大学院研究科美術専攻博士課程を開設。

平成19年3月宇都宮文星短期大学文化学科を廃止。

以上の変遷をたどって今日に至っている。

○ 設置する学校・学部・学科等

設置する学校名	学部・学科等	開学年度
文星芸術大学	美術学部	平成11年
	芸術研究科博士課程前期	平成15年
	芸術研究科博士課程後期	平成17年
宇都宮文星短期大学	地域総合文化学科	平成元年
文星芸術大学附属高等学校	全日制課程 普通科	昭和28年
	全日制課程 総合ビジネス科	

宇都宮文星女子高等学校	全日制課程 普通科	昭和28年
	全日制課程 総合ビジネス科	
文星芸術大学附属中学校		平成17年

○ 学生・生徒の在籍及び専任教職員の状況（法人全体）

1、各学校別 令和元年度入学者及び在籍者数（令和元年5月1日現在）

学校名	入学者	在籍者合計
文星芸術大学大学院（博士）前期	5	16
文星芸術大学大学院（博士）後期	1	3
文星芸術大学	86	278
宇都宮文星短期大学	62	141
文星芸術大学附属高等学校	378	1,162
宇都宮文星女子高等学校	232	758
文星芸術大学附属中学校	25	99
計	789	2,457

2、各学校専任教職員数（令和元年5月1日現在）

学校名	教員	事務職員	合計
文星芸術大学	18	21	39
宇都宮文星短期大学	14	17	31
文星芸術大学附属高等学校	95	15	110
宇都宮文星女子高等学校	62	13	75
文星芸術大学附属中学校	14	4	18
計	203	70	273

○ 役員概要

理事定数7名 現員7名 ・ 監事定数2名 現員2名 令和2年3月31日現在

区分・職名	氏名	常勤・非常勤の別	摘要
理事・理事長	上野 憲 示	常勤	就任 H10.3.23（重任 H30.7.29） 理事長就任 H25.4.1（重任 H30.7.30）
理事	上野 敬 子	常勤	就任 H31.3.19
理事	長 島 重 夫	常勤	就任 H29.10.24(重任 H30.7.29)
理事	大 木 廣 巳	非常勤	就任 H30.7.29
理事	千 葉 徹 弥	常勤	就任 H27.12.22(重任 H30.7.29)

理事	恩田光憲	非常勤	就任 H2.6.27(重任 H30.7.29)
理事	土屋東一	非常勤	就任 H22.7.29(重任 H30.7.29)
監事	北村光弘	非常勤	就任 H18.7.29 (重任 H30.7.29)
監事	藤田洋	非常勤	就任 H22.7.29 (重任 H30.7.29)

○評議員の概要

評議員定数 15名 現員 15名

令和2年3月31日現在

区分・職名	氏名	常勤・非常勤の別	摘要
評議員	上野憲示	常勤	就任 S57.3.26 (重任 H30.8.4)
評議員	上野敬子	常勤	就任 H15.5.26 (重任 H30.8.4)
評議員	長島重夫	常勤	就任 H28.8.4 (重任 H30.8.4)
評議員	島田好正	常勤	就任 H29.10.24 (重任 H30.8.4)
評議員	千葉徹弥	常勤	就任 H27.12.22 (重任 H30.8.4)
評議員	田中久美子	常勤	就任 H30.8.4
評議員	中山御由	非常勤	就任 H18.3.23 (重任 H30.8.4)
評議員	井上静男	非常勤	就任 H14.8.4 (重任 H30.8.4)
評議員	大谷和江	非常勤	就任 H14.8.4 (重任 H30.8.4)
評議員	恩田光憲	非常勤	就任 H16.12.21 (重任 H30.8.4)
評議員	安久都和夫	非常勤	就任 H16.12.21 (重任 H30.8.4)
評議員	長谷川暁子	非常勤	就任 H26.8.4 (重任 H30.8.4)
評議員	大木廣巳	非常勤	就任 R1.10.25
評議員	檜原貞亮	非常勤	就任 H30.8.4

○事業の概要

令和元年度事業の実績

1、法人本部

(1) 学校法人宇都宮学園「経営改善計画」作成提出

平成24年度から継続していた「経営改善計画」について、平成30年度の実績を含め、「経営改善計画書」を取り纏め、平成30年7月に文部科学省へ提出、平成30年12月学校法人運営調査委員によるヒアリングを受けた。

平成31年2月19日、学校法人運営調査委員による調査結果として次の指導・助言事項

- 1) 決算は会計年度終了後2月以内に行うこと。

※別添「改善状況報告書」により報告くださるようお願いします。

2) その他の意見

・該当無し

については、「指導・助言事項」の改善状況を令和1年7月5日までに提出することとなった。

上記1)の指導・助言事項「決算は会計年度終了後2月以内に行うこと。」に対する改善状況を報告し、平成24年度から継続していた経営改善計画書の提出が終了した。

(2) 寄附金募集活動について

学生・生徒の減少に伴う収入減を補うべく、寄附金の募集活動を開始する。

法人・企業等からの寄附金受入の窓口は私学事業団所管の「受配者指定寄附金」としている。個人からの寄附金受入の窓口は文部科学省所管の「学校法人に対する寄附金」としており、双方寄附金の受入実績は下記の表のとおりであり、各校の事業計画に対応した募金活動を積極的に推進していきたい。

寄附金受入実績表

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
受配者指定寄附金	1件 500,000円	1件 500,000円	1件 500,000円
特定公益増進法人	4件 51,740,000円	1件 1,000,000円	69件 1,880,000円

区分	平成25年度	平成27年度	平成28年度
受配者指定寄附金	1件 500,000円	2件 1,000,000円	2件 1,500,000円
特定公益増進法人	13件 25,550,000円	53件 21,290,000円	39件 1,600,000円

区分	平成29年度	平成30年度	令和1年度
受配者指定寄附金	1件 500,000円	2件 2,000,000円	0円
特定公益増進法人	33件 450,000円	28件 351,000円	4件 16,278,928円

(3) 管理経費の削減運動

各校事務局担当者により各経費削減意識の向上を図る。(消耗品の節約・節電等)

R1年度 管理経費実績額 221,132,978円

H30年度 〃 201,821,050円

前年度との差異は19,311,928円で削減とならなかった。

2、文星芸術大学

(1) 人件費 実績額 262,597,412円 (H30年度 258,286,876円)

	※H30 年度職員数見直しによる増加等	
(2) 経常経費	教育研究経費実績額 58,504,450 円	
	管理経費実績額 63,599,884 円	
	※修繕、設備入替等に伴う経費増加	
(3) 施設・設備等の状況	新規及び改修等	
	・その他緊急修繕	2,869,471 円
		計 2,869,471 円
(4) 設備等の状況	備品等購入及び買替等	
	・管理棟 4 階空調機器新工事	未実施
	・学生食堂食器洗浄機入替	957,960 円
	・Winndows10 移行による PC 入替 (リース契約月額 378,432 円)	
	(マンガ PC 実習室・研究室)	
	・学費管理システム入替	907,920 円
		計 1,865,880 円
(5) その他		
	・学生送迎用マイクロバス運転業務委託	9,859,224 円
	・学内清掃委託	5,891,945 円
	・サーバ保守料	5,859,313 円
	・防災用品の備蓄	未実施
	・サーバリース料	10,025,405 円
	・PC リース料	4,541,184 円
		計 36,177,071 円

3、宇都宮文星短期大学

(1) 人件費	実績額 189,303,315 円 (H30 年度 177,777,632 円)	
	※H30 年度職員数見直しによる増加等	
(2) 経常経費	教育研究経費実績額 40,306,118 円	
	管理経費実績額 41,624,654 円	
(3) 施設・設備等の状況	新規及び改修等	
	・その他緊急修繕	2,277,509 円
		計 2,277,509 円
(4) 設備等の状況	備品等購入及び買替等	

・北校舎2階学長室、第2会議室空調更新工事	2,494,800 円
・管理棟事務局内印刷機入替 (リース契約月額 69,336 円)	
・学費管理システム入替	604,800 円
・第2キャンパス LP ガスバルク貯蔵庫	1,738,800 円
	計 4,838,400 円

(5) その他

・防災用品備蓄	未実施
・学内清掃委託料	3,713,731 円
・スクールバス委託料	4,554,708 円
・サーバリース料	6,683,599 円
・サーバ保守料	3,534,503 円
・印刷機リース料	862,696 円
	計 19,349,237 円

4、文星芸術大学附属高等学校

(1) 施設・設備等の状況

新規及び改修等

・修繕費実績額 (教研 23,882,565 円 管理 9,284,338 円)	
・厚生館改修工事 建物	4,974,664 円
修繕費	7,585,736 円
・塗装工事 1号館～研修センター通路	1,404,000 円
・保健室内装工事	820,800 円

(2) 備品等の状況

備品等購入及び買替実績	14,428,599 円
教育研究用機器備品	
・第5パソコン教室 PC 入替	次年度へ持越
・理科備品購入	228,000 円
・コピー機購入	2,688,659 円
・図書購入	498,700 円

(3) その他

・教育研究経費実績額	214,642,563 円
・管理経費実績額	44,862,865 円
・PCB 廃棄処分委託料	次年度へ持越

5、文星芸術大学附属中学校

(1) 施設・設備等の状況

新規及び改修等

修繕費実績額	教育研究経費修繕費実績額	322,649 円
	管理経費修繕費実績額	41,525 円

(2) 備品等の状況

・図書購入	571,574 円
-------	-----------

(3) その他

・教育研究経費実績額	17,825,300 円
・管理経費実績額	4,863,822 円
・教育研究経費 委託料 オンライン英会話講師料	566,200 円

6、宇都宮文星女子高等学校

(1) 日本私立学校振興・共済事業団に対する借入金返済

平成 31 年 9 月 15 日	元本	50,000,000 円 (第 10 回)
	利息	300,000 円
		※返済終了

(2) 施設・設備等の状況

・火災受信機交換	2,800,000 円
----------	-------------

(4) 校舎、その他の修繕

・4号館 井戸ポンプ更新工事	1,326,240 円
・4号館 消火栓配管工事	5,118,120 円
・総合体育館消火栓設備更新工事	6,930,000 円

(5) 備品等の状況

・プロジェクター 3 台ホワイトボード設置	1,771,000 円
-----------------------	-------------

(6) その他

・PCB 処理運搬処分費	3,763,280 円
--------------	-------------

○財務概要

財務の状況

1、資金収支計算書（法人全体）

収入の部

単位：千円

科目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
学生生徒納付金収入	1,562,602	1,647,190	1,582,227
手数料収入	47,986	46,074	42,951
寄附金収入	5,043	13,592	19,225
補助金収入	851,364	882,557	820,876
付随事業・収益事業収入	4,702	5,004	5,145
受取利息・配当金収入	7	7	7
資産売却収入	8,450	3,500	0
雑収入	108,252	115,984	150,819
借入金等収入	900,000	300,000	400,000
前受金収入	273,902	256,356	234,909
その他の収入	3,458,763	2,804,878	2,168,482
資金収入調整勘定	▲322,396	▲376,832	▲382,292
前年度繰越支払資金	917,440	886,692	996,782
収入の部合計	7,816,115	6,585,001	6,039,131

支出の部

単位：千円

科目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
人件費支出	1,860,083	1,847,120	1,906,151
教育研究経費	423,722	446,648	448,388
管理経費	205,005	201,821	221,139
借入金等利息	8,872	3,949	3,355
借入金等返済	950,000	350,000	350,000
施設関係支出	30,789	45,398	29,790
設備関係支出	112,112	42,327	59,763
その他の支出	3,481,238	2,785,046	2,206,311
資金支出調整勘定	▲142,398	▲134,090	▲131,065
次年度繰越支払資金	886,692	996,782	945,299
支出の部合計	7,816,115	6,585,001	6,039,131

資金収支内訳表（令和元年度）

収入の部

単位：千円

科目	法人本部	文星 芸術大学	宇都宮文星 短期大学	文星芸術大学 附属高等学校	文星芸術大学 附属中学校	宇都宮文星 女子高等学校
学生生徒納付金収入	0	386,663	163,875	589,756	48,618	393,315
手数料収入	0	3,107	766	23,024	1,131	14,923
寄附金収入	0	490	150	639	170	17,776
補助金収入	0	35,294	24,070	424,383	42,409	294,720
付随事業・収益事業収入	0	1,576	3,569	0	0	0
受取利息・配当金収入	0	1	0	3	0	3
資産売却収入	0	0	0	0	0	0
雑収入	4,011	11,873	30,689	71,240	9,018	23,988
借入金等収入	0	270,000	130,000	0	0	0
計	4,011	709,004	353,119	1,109,045	101,346	744,725

支出の部

単位：千円

科目	法人本部	文星 芸術大学	宇都宮文星 短期大学	文星芸術大学 附属高等学校	文星芸術大学 附属中学校	宇都宮文星 女子高等学校
人件費支出	1,844	262,597	189,303	786,905	119,192	546,310
教育研究経費	0	58,499	40,306	214,643	17,656	117,285
管理経費	7,247	63,606	41,624	44,863	4,864	58,935
借入金等利息	0	2,399	656	0	0	300
借入金等返済	0	240,000	60,000	0	0	50,000
施設関係支出	0	288	4,685	7,189	0	17,628
設備関係支出	654	26,493	6,298	17,480	2,126	6,712
計	9,745	653,882	342,872	1,071,080	143,838	797,170

2、事業活動収支計算書（法人全体）

収入の部

単位：千円

教育 活動 収入	事業 活動 収入	科目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
		学生生徒等納付金 (ア)	1,562,602	1,647,190	1,582,227
		手数料	47,985	46,074	42,951
		寄附金 (イ)	7,277	13,592	32,955
		経常費等補助金 (ウ)	851,363	882,557	820,876
		付随事業収入	4,702	5,004	5,145
		雑収入	49,150	50,097	150,819
		教育活動収入計 (エ)	2,523,079	2,644,514	2,634,973

事業活動支出	人件費 (オ)	1,801,635	1,782,887	1,903,326	
	教育研究経費 (カ)	646,652	686,879	674,186	
	うち、減価償却	222,929	240,230	225,798	
	管理経費 (キ)	297,586	292,983	310,108	
	うち、減価償却	92,534	91,628	88,402	
	徴収不能額	0	576	1,385	
	教育活動支出計 (ク)	2,745,873	2,763,325	2,889,005	
教育活動収支差額 (エーク＝ケ)		▲222,794	▲118,811	▲254,032	
教育活動外収支	事業	受取利息・配当金	7	7	7
	活動	その他の教育活動外収入	0	0	0
	収入	教育活動外収入計 (コ)	7	7	7
	事業	借入金等利息	8,872	3,949	3,355
	活動	その他の教育活動外支出	0	0	0
	支出	教育活動外支出計 (サ)	8,872	3,949	3,355
	教育活動外収支差額 (コーサ＝シ)		▲8,865	▲3,942	▲3,348
経常収支差額		▲231,659	▲122,753	▲257,380	
特別収支	事業	資産売却差額	2,412	0	0
	活動	うち、有価証券売却差額	0	0	0
	収入	その他の特別収入	0	0	0
	活動	うち、施設設備寄附金 (ス)	0	0	0
	活動	うち、現物寄附金 (セ)	0	0	0
	活動	うち、施設設備補助金 (ソ)	0	0	0
	特別収入計 (タ)		2,412	0	0
特別収支	事業	資産処分差額	979	631	555
	活動	うち、有価証券処分差額	0	0	0
	活動	うち、有価証券評価差額	0	0	0
	支出	その他の特別支出	0	631	555
	支出	特別支出計 (チ)	979	631	555
特別収支差額 (ターチ＝ツ)		1,433	▲631	▲555	
基本金組入前当年度収支差額 (ケ＋シ＋ツ)＝テ		▲230,226	▲123,384	▲257,935	
基本金組入額合計 (ト)		▲85,958	▲102,113	▲100,442	
(第1号基本金組入額)		▲85,958	▲102,113	▲100,442	
(第2号基本金組入額)		0	0	0	
(第3号基本金組入額)		0	0	0	
(第4号基本金組入額)		0	0	0	
当年度収支差額 (テート＝ナ)		▲316,184	▲225,497	▲358,377	
前年度繰越収支差額		▲6,699,312	▲6,959,259	▲7,181,790	
基本金取崩額		56,237	2,966	40,728	

翌年度繰越収支差額	▲6,959,259	▲7,181,790	▲7,499,439
-----------	------------	------------	------------

事業活動収入計（エ+コ+タ=ニ）	2,525,498	2,644,521	2,634,980
事業活動支出計（ク+サ+チ=ヌ）	2,755,724	2,767,904	2,892,915

3、貸借対照表

単位：千円

科目 \ 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
資 産 の 部			
固定資産(a)	15,017,236	14,768,973	14,557,154
有形固定資産	15,014,764	14,767,368	14,554,398
うち、土地	6,759,121	6,759,121	6,759,121
うち、建物	7,169,550	6,972,156	6,756,574
うち、構築物	147,351	132,248	120,952
うち、教育研究用機器備品	153,760	127,967	27,603
特定資産(b)	0	0	0
その他の固定資産	2,472	1,605	2,756
うち、収益事業元入金	0	0	0
うち、有価証券（c）	0	0	0
流動資産（d）	961,261	1,106,830	1,077,752
うち、現金預金（e）	886,692	996,782	945,299
うち、有価証券（f）	0	0	0
その他	74,569	110,048	132,453
資産の部合計（g）	15,978,497	15,875,803	15,634,906
負 債 の 部			
総負債（h）	1,100,464	1,121,154	1,138,192
固定負債（i）	369,926	331,478	319,258
うち、長期借入金	50,000	0	0
うち、学校債	0	0	0
うち、退職給与引当金（j）	234,631	236,286	233,460
流動負債（k）	730,538	789,676	825,515
うち、短期借入金	350,000	350,000	400,000
うち、前受金（l）	273,902	256,356	234,909
純 資 産 の 部			
基本金（m）	21,837,292	21,936,439	21,996,154
第1号基本金	21,633,292	21,732,439	21,792,153
第2号基本金（n）	0	0	0

第3号基本金 (o)	0	0	0
第4号基本金	204,000	204,000	204,000
繰越収支差額 (p)	▲6,959,259	▲7,181,790	▲7,499,440
純資産の部合計	14,878,033	14,754,649	14,496,714
負債の部及び純資産の部合計(h)+(m)+(p)	15,978,497	15,875,803	15,634,906

減価償却額の累計額合計 (q)	6,828,421	7,132,893	7,360,007
基本金未組入額 (r)	212,365	180,427	125,007

<令和元年度 決算の概要 (法人全体) >

○資金収支計算書について

資金収支計算書は、当該年度法人全体の教育活動等諸活動に対する収入及び支出の内容をすべて計上した計算書となっています。

収入の部

学生生徒等納付金収入は 1,582,227 千円で対前年度 64,963 千円減少、手数料収入は 42,951 千円で対前年度 3,123 千円の減少、寄附金収入 19,225 千円で対前年度 5,633 千円増加、補助金収入 820,876 千円で対前年度 61,681 千円の減少、付随事業・収益事業収入は 5,145 千円で対前年度 141 千円の増加、受取利息・配当金収入 7 千円は前年度同額、資産売却収入は実績額は無く、雑収入 150,819 千円で対前年度 34,835 千円の増加、借入金等収入 400,000 千円で対前年度 100,000 千円の増加、前受金収入 234,909 千円で対前年度 21,447 千円の減少、その他の収入は 2,168,482 千円で対前年度 636,396 千円の減少、資金収入調整勘定▲382,292 千円を計上し、前年度からの繰越金が 996,782 千円で収入の部合計 6,039,131 千円となり、対前年度の合計額に対し、545,870 千円減少しました。

支出の部

人件費は 1,906,151 千円で対前年度 59,031 千円の増加、教育研究経費は 448,388 千円で対前年度 1,740 千円の増加、管理経費は 221,139 千円で対前年度 19,318 千円の増加、借入金等利息支出が 3,355 千円、借入金等返済支出 350,000 千円、施設関係に係る支出が 29,790 千円、設備関係支出が 59,763 千円、その他の支出が 2,206,311 千円、資金支出調整勘定▲131,065 千円計上、次年度への繰越金が 945,299 千円で支出の部合計が 6,039,131 千円となりました。

前年度から繰り越された現金預金等支払資金 996,782 千円は 51,483 千円減少し、次年度へ繰り越す現金預金等支払資金は 945,299 千円となりました。

○事業活動収支計算書について

収支の内容を教育活動収支・教育活動外収支・特別収支に区分して表記し、区分ごとに収支差額を算出しています。

教育活動収支

事業活動収入の部は、学生生徒等納付金・手数料・寄附金・経常費補助金・雑収入の計で教育活動収入計は、2,634,973 千円で対前年度 9,541 千円減少。

事業活動支出の部は、人件費・教育研究経費（含む減価償却費）・管理経費（含む減価償却費）・徴収不能額の計で、教育活動支出計は 2,889,005 千円で対前年度 125,680 千円増加し、教育活動収支差額は▲254,032 千円の支出超過となり、前年度の収支差額と比較し、支出超過の数値は 135,221 千円増加している。

教育活動外収支

事業活動収支の部は、受取利息・配当金で教育活動外収入計は 7 千円で対前年度と同額。

事業活動支出の部は、借入金等利息で教育活動外支出計は 3,355 千円で対前年度 594 千円の減少。

教育活動外収支差額は▲3,348 千円の支出超過となり、対前年度 594 千円の支出超過の減少。

経常収支差額

教育活動収支差額と教育活動外収支差額の計は▲257,380 千円となり、前年度の収支差額と比較し、支出超過の数値は 134,627 千円増加している。

特別収支

事業活動収入の部計は 0 千円。

事業活動支出の部は、資産処分差額 555 千円。

特別収支差額は▲555 千円支出超過となり、対前年度 76 千円減少。

基本金組入前当年度収支差額

▲257,935 千円 対前年度 134,551 千円増加となり支出超過の数値は増加している。

基本金組入額合計

▲100,442 千円 対前年度 1,671 千円の減少。

当年度収支差額

基本金組入前当年度収支差額▲257,935 千円から基本金組入額▲100,442 千円を差し引き、当年度収支差額▲358,377 千円を算出。

対前年度と比較し、支出超過の数値は 132,880 千円増加している。

前年度繰越収支額

繰越額は、支出超過▲7,181,790千円

基本金取崩額

40,728千円を計上し、対前年度37,762千円の増加。文星芸術大学・宇都宮文星短期大学において基本金の取崩を行った。

翌年度繰越収支差額

当年度収支差額▲358,377千円、前年度繰越収支差額▲7,181,790千円、基本金取崩額40,728千円、翌年度への繰越収支差額が▲7,499,440千円となりました。

○貸借対照表について

貸借対照表は、毎会計年度末における財産の状況を表すもので、令和元年度末の資産の部は15,634,906千円で対前年度240,897千円の資産の減少、負債の部は1,138,192千円で対前年度59,715千円の負債の増加、基本金の部は21,996,154千円で対前年度67,135千円の第1号基本金の増加、繰越収支差額の部は▲7,499,440千円、資産の部合計から負債の部合計を差し引いた純資産の部合計は14,496,714千円となり、対前年度の純資産の額が257,935千円減少しました。

4、財務比率（法人全体）

分類	比率	算式		H29年度	H30年度	R元年度
事業活動収支計算書	人件費比率	$\frac{\text{人件費}}{\text{経常収入}}$	$\frac{(\text{オ})}{(\text{エ}+\text{コ})}$	71.4%	67.4%	72.2%
	教育研究費比率	$\frac{\text{教育研究経費}}{\text{経常収入}}$	$\frac{(\text{カ})}{(\text{エ}+\text{コ})}$	25.6%	26.0%	25.6%
	管理経費比率	$\frac{\text{管理経費}}{\text{経常収入}}$	$\frac{(\text{キ})}{(\text{エ}+\text{コ})}$	11.8%	11.1%	11.8%
	経常経費依存率	$\frac{\text{事業活動支出}}{\text{学生生徒等納付金}}$	$\frac{(\text{ヌ})}{(\text{ア})}$	170.4%	168.0%	182.8%
	学生生徒等納付金比率	$\frac{\text{学生生徒等納付金}}{\text{経常収入}}$	$\frac{(\text{ア})}{(\text{エ}+\text{コ})}$	61.9%	62.3%	60.0%
	寄附金比率	$\frac{\text{寄附金}}{\text{事業活動収入}}$	$\frac{(\text{イ}+\text{ス}+\text{ソ})}{(\text{ニ})}$	0.3%	0.5%	1.3%
	補助金比率	$\frac{\text{補助金}}{\text{事業活動収入}}$	$\frac{(\text{ウ}+\text{ソ})}{(\text{ニ})}$	33.7%	33.4%	31.2%

	基本金組入率	$\frac{\text{基本金組入額}}{\text{事業活動収入}}$	$\frac{(ト)}{(ニ)}$	▲3.4%	▲3.9%	▲3.8%
	教育活動収支差額比率	$\frac{\text{教育活動収支差額}}{\text{教育活動収入}}$	$\frac{(ケ)}{(エ)}$	▲8.8%	▲4.5%	▲9.6%
	経常収支差額比率	$\frac{\text{経常収支差額}}{\text{経常収入}}$	$\frac{(ケ+シ)}{(エ+コ)}$	▲9.2%	▲4.6%	▲9.8%

5、貸借対照表関係比率（法人全体）

分類	比率	算式	H29 年度	H30 年度	R 元年度	
貸借対照表	繰越収支差額構成比率	$\frac{\text{繰越収支差額}}{\text{総負債+純資産}}$	$\frac{(p)}{(h+m+p)}$	▲43.6%	▲45.2%	▲48.0%
	基本金比率	$\frac{\text{基本金}}{\text{基本金要組入額}}$	$\frac{(m)}{(m+r)}$	99.0%	99.2%	99.4%
	固定比率	$\frac{\text{固定資産}}{\text{純資産}}$	$\frac{(a)}{(m+p)}$	100.9%	100.1%	100.4%
	固定長期適合率	$\frac{\text{固定資産}}{\text{純資産+固定負債}}$	$\frac{(a)}{(m+p+i)}$	98.5%	97.9%	98.3%
	流動比率	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$	$\frac{(d)}{(k)}$	131.6%	140.2%	130.6%
	前受金保有率	$\frac{\text{現金預金}}{\text{前受金}}$	$\frac{(e)}{(l)}$	323.7%	388.8%	402.4%
	総負債比率	$\frac{\text{総負債}}{\text{総資産}}$	$\frac{(h)}{(g)}$	6.9%	7.1%	7.3%
	負債率	$\frac{\text{総負債-前受金}}{\text{総資産}}$	$\frac{(h-l)}{(g)}$	5.2%	5.4%	5.8%
	基本金実質組入率	$\frac{\text{純資産}}{\text{要積立額}}$	$\frac{(m+p)}{(m+r)}$	67.5%	66.7%	65.5%
	積立率	$\frac{\text{運用資産}}{\text{総資産}}$	$\frac{(b+c+e+f)}{(j+n+o+q)}$	12.6%	13.5%	12.4%

6、令和元年度 財産目録（令和 2 年 3 月 31 日現在）

資産の部

単位：千円

種別	数量	金額
固定資産		14,577,154
土地	172,293.00 m ²	6,759,121

建物	80,755.18 m ²	6,756,574
構築物	85 箇所	120,952
教育研究用機器備品		130,826
管理用機器備品		27,603
図書	95,113 冊	396,076
他資産		386,002
流動資産		1,077,752
資産の部		15,634,906

負債の部

種別	数量	金額
固定負債		319,258
流動負債		818,934
負債の部合計		1,138,192

純資産の部

資産の部	15,634,906
負債の部	1,138,192
差引純資産	14,496,714

学校法人宇都宮学園寄附行為

第一章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、学校法人宇都宮学園と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を栃木県宇都宮市上戸祭 4 丁目 8 番 1 5 号に置く。

第二章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、有能な人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる学校を設置する。

- | | | |
|----------|------|------|
| 1 文星芸術大学 | 美術学部 | 美術学科 |
|----------|------|------|

	大学院	芸術研究科
2 宇都宮文星短期大学		地域総合文化学科
3 文星芸術大学附属高等学校	全日制課程	普通科
	全日制課程	総合ビジネス科
4 宇都宮文星女子高等学校	全日制課程	普通科
	全日制課程	総合ビジネス科
5 文星芸術大学附属中学校		

第三章 資産及び会計

(資産)

第 5 条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第 6 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 寄付金品については、寄付者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(資産の管理)

第 7 条 この法人の資産は、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得た方法によって理事長がこれを管理する。

(基本財産の処分の制限)

第 8 条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(経費の支弁)

第 9 条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第 10 条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。

これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5 年以上 10 年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を

得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(決算及び事業の実績)

第11条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付及び閲覧)

第12条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記録した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除いて、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第13条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- 1 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
- 2 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- 3 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿を作成したとき これらの書類内容
- 4 役員に対する報酬の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給基準

(役員等の報酬)

第14条 役員等に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第15条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第16条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第17条 予算をもって定めるものを除くほか、新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）についても、同様とする。

(会 計)

第18条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

第四章 役 員

(役員)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

- | | |
|------|----|
| 1 理事 | 7人 |
| 2 監事 | 2人 |

2 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。

理事長の職を解任するときも、同様とする。

3 理事（理事長を除く）のうち1名を副理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任することができる。

副理事長の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第20条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- | | |
|---|----|
| 1 この法人の設置する学校の校長（学長を含む。以下同じ。）のうちから、理事会において選任した者 | 1人 |
| 2 評議員のうちから、評議員会において選任した者 | 2人 |
| 3 学識経験者又はこの法人に対する功労者のうちから、理事会において選任した者 | 4人 |

2 前項第1号及び第2号の理事は、校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(理事長及び副理事長の職務)

第21条 理事長は、法令及びこの寄附行為に規定する職務を行い、この法人内部の事務を総括し、この法人の業務について、この法人を代表する。

2 副理事長は、この法人の業務について、財務部門及び数学部門の両面から理事長を補佐することができる。

(理事の代表権の制限)

第22条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第23条 理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、副理事長もしくは、あらかじめ理事長を除く理事の中から互選によって選任された理事が代理人として、その職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の選任及び職務)

第24条 監事は、この法人の理事、職員（学長（校長）、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が

選任する。

- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。
- 3 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
 - 1 この法人の業務を監査すること。
 - 2 この法人の財産の状況を監査すること。
 - 3 この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
 - 4 この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - 5 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
 - 6 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
 - 7 この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。
- 4 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
- 5 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(役員任期)

第25条 役員（第18条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）

の任期は、4年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とすることができる。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務（理事長にあつては、その職務を含む。）を行う。

(役員補充)

第26条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員解任)

第27条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- 1 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
 - 2 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
 - 3 職務上の義務に著しく違反したとき。
 - 4 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
- 2 役員は次の事由によって退任する。
- 1 任期の満了。
 - 2 辞任。
 - 3 死亡
 - 4 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

第五章 評議員

(評議員)

第28条 この法人の評議員は、15人とする

(評議員の選任)

第29条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- 1 この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者 6人
 - 2 この法人の設置する学校を卒業した者で年令25年以上のものうちから、理事会において選任した者 3人
 - 3 学識経験者又はこの法人に対する功労者のうちから、理事会において選任した者 6人
- 2 前項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(任期)

第30条 評議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

- 2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第31条 評議員が次の各号の1に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- 1 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
 - 2 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
- 2 評議員は次の事由によって退任する。
- 1 任期の満了。
 - 2 辞任。
 - 3 死亡

第六章 会議

(会議の設置)

第32条 この法人に、理事会及び評議員会を置く。

(理事会)

第33条 理事会は、理事をもって組織する。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
- 9 第24条第4項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 10 理事会はこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、第13項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。
- 11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 13 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

第34条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第35条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事2人以上が署名押印し、

常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

- 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

(評議員会)

第36条 評議員会は、評議員をもって組織する。

- 2 評議員会は、理事長が招集する。
- 3 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内にこれを招集しなければならない。
- 4 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 5 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 6 評議員会に議長を置き、議長は評議員のうちから評議員会において選任する。
- 7 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、第11項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。
- 8 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 9 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 10 議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 11 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 第35条第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第38条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- 1 予算及び事業計画
- 2 事業に関する中期的な計画
- 3 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- 4 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- 5 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- 6 寄附行為の変更

- 7 合併
- 8 目的たる事業の成功の不能による解散
- 9 寄附金品の募集に関する事項
- 10 その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第39条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対し意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

第七章 寄附行為の変更及び解散並びに合併

(寄附行為の変更)

第40条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

- 2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

(解散)

第41条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- 1 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- 2 この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
- 3 合併
- 4 破産
- 5 文部科学大臣の解散命令

- 2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない

(残余財産の帰属者)

第42条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第43条 この法人が、合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第八章 補 則

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、学校法人宇都宮学園の掲示場に掲示して行う。

(書類及び帳簿の備付)

第45条 この法人は、第12条第1項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

- 1 役員及び評議員の履歴書
- 2 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- 3 その他の必要な書類及び帳簿

(施行細則)

第46条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は理事会が定める。

(責任の免除)

第47条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第48条 理事(理事長、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。)又は監事(以下この条において「非業務執行理事等」という。)が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金10万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

附 則

- 1 この寄附行為は、昭和25年 9月21日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事(理事長)	上野秀文
理事	佐藤親弘
理事	上野基房
理事	矢野秀男
理事	浅山健一
監事	長島二三男
監事	刀川藤三

附 則

- 1 この寄附行為は、昭和28年10月 7日から施行する。

附 則

1 この寄附行為は、昭和31年 9月21日から施行する。

附 則

1 この寄附行為は、昭和36年 6月16日から施行する。

附 則

1 この寄附行為は、昭和63年12月22日から施行する。

附 則

1 平成7年8月9日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

1 平成10年12月22日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成10年12月22日から施行する。

附 則

1 平成12年12月21日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

平成14年4月1日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

平成14年11月18日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

平成14年12月19日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

平成17年2月28日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、平成17年11月7日から施行する。

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成18年 3月27日)から施行する。

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成24年6月25日）から施行する。

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成29年10月11日）から施行する。

附 則

令和2年2月1日30日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

学校法人宇都宮学園役員・評議員の報酬 及び費用弁償に関する規則

(趣 旨)

第1条 この規程は、学校法人宇都宮学園（以下「本学園」という。）寄附行為第17条に規定する役員及び同第26条に規定する評議員に対する報酬と費用弁償の額並びにその支給方法を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 役員に対する報酬の額は、出席1回につき、10,000円とする。ただし、本学園に勤務する理事及び評議員には、支給しない。

2 本学園に勤務する専任の教員及び職員で理事職にある者に対して、別に定める基準により、「役員報酬」を支給することができる。

(報酬の支給方法)

第3条 役員及び評議員に対する報酬は、会議出席の都度、源泉徴収の上現金で支給する。なお、会議出席に要した交通費は、別に定める基準により、報酬の支給と同時に精算する。

2 前条第2項に定める役員報酬は、一般級職員に対する支給方法に準じて、支給する。

(費用弁償の額)

第4条 役員及び評議員がその職務を行なうための旅行に要する費用弁償の額は、本学園旅費規則による。

(支給方法)

第5条 役員及び評議員に対する費用弁償の支給方法は、本学園旅費支給規則で定める手続きによる。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の議決を必要とする。

附 則

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

この規則は、平成12年8月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年1月1日から施行する。


独立監査人の監査報告書

令和2年6月15日

学校法人 宇都宮学園
理事会 御中


公認会計士鎌形俊之事務所
栃木県宇都宮市

公認会計士

鎌形 俊之 

小高公認会計士事務所
栃木県宇都宮市

公認会計士

小高 和昭 

監査意見

私たちは、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査報告を行うため、平成27年3月30日付け文部科学省告示第73号に基づき、学校法人宇都宮学園の平成31年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）の計算書類、すなわち、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、事業活動収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

私たちは、上記の計算書類が、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して、学校法人宇都宮学園の令和2年3月31日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私たちの責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私たちは、我が国における職業倫理に関する規定に従って、学校法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続法人の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続法人に関する事項を記載する必要があると判断した場合には、当該事項を記載する。

監事の責任は、学校法人の財務報告プロセスの整備及び運用における理事の業務執行の状況を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続法人を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続法人の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続法人の前提に関する注記がなされている場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、学校法人は継続法人として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類の表示、構成及び内容、並びに計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

学校法人と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上